



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年5月7日曜日 第404号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）..... 1

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）..... 1

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1253

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月7日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。但し、第2条の規定は、昭和27年9月1日から、その他の規定は、昭和27年8月4日から適用する。</p> <p>2 当分の間、第6条の規定は、適用しない。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>この規則は、公布の日から施行する。但し、第2条の規定は、昭和27年9月1日から、その他の規定は、昭和27年8月4日から適用する。</p>

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第4号

公営企業管理局  
各事業所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月7日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（伝染病医療従事手当）</p> <p><b>第9条の2</b> 規程附則第7項の伝染病医療従事手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（救急病院看護業務手当）</p> <p><b>第15条の3</b> 規程附則第8項に定める救急病院看護業務手当は、診</p>	<p>（伝染病医療従事手当）</p> <p><b>第9条の2</b> 規程附則第6項の伝染病医療従事手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（救急病院看護業務手当）</p> <p><b>第15条の3</b> 規程附則第7項に定める救急病院看護業務手当は、診</p>

療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）に定める看護職員処遇改善評価料の算定の対象となる病院に勤務する医療職給料表(□)の適用を受ける職員が、当該職員の担当する看護業務に従事したときに支給する。

2 省略

（支給期日及び支給方法）

**第19条** 規程附則第7項若しくは第8項又は別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当、診療応援手当及び救急病院看護業務手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

**附 則**

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 当分の間、第9条の2の規定は、適用しない。

療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）に定める看護職員処遇改善評価料の算定の対象となる病院に勤務する医療職給料表(□)の適用を受ける職員が、当該職員の担当する看護業務に従事したときに支給する。

2 省略

（支給期日及び支給方法）

**第19条** 規程附則第6項若しくは第7項又は別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当、診療応援手当及び救急病院看護業務手当は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

2 省略

**附 則**

— この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。